

特集

## 依存問題って何が問題?

PART

01

依存症の実態把握と定義

## 依存者が半減!? 536万人のウソ

「ギャンブル依存者536万人」。2014年に報道されたこの衝撃的な数字は、

IR推進法案反対の論拠となり、業界の規制強化や、パチンコパチンダの論拠ともなった。

ところが、3月31日に公表された、「ギャンブル等依存症の実態把握に係る平成28年度予備調査」によると、

「依存症が疑われる者」の推計値は2・7%、約280万人と、ほぼ半減(図表1参照)。いったい何が起きたのか――。

IR法案反対者が利用  
「学者は誰も信じてない」

「厚生労働省の研究班は「536万人にギャンブル依存症が疑われる」と公表した。調査では「ギャンブルのために仕事をさぼったことがあるか」など、国際指標に基づく12項目に成人約4000人が回答。5項目以上当てはまれば「疑いあり」で、4・8% (男性8・7%、女性1・8%) が該当。成人全体で536万人になる計算だ。諸外国の同様の調査では人口の1〜2%前後にとどまり、日本はかなり高い」。

こんな報道が、センセーショナルにまき散らされたのが、2014年8月。以降、536万人、日本の成人男性のおよそ10人に1人が「病的ギャンブラー」だという誤解が、まことしやかに流布している。

大阪商業大学アミューズメント産

業研究所の大谷信盛客員研究員は、「少なからずギャンブルに厳しい目を持っていてる方でも、専門的な研究者でこの数字を信じている人を存じ上げません。(調査自体が) いたって簡単な、アンケートですから。問題は、その数字が何の解説もなく報道されたこと、そして、同時にIR推進法案が提出され、反対者がこれを利用し、主義主張の論拠としたため、数字だけが独り歩きしてしまっただけです」と語る。



大谷客員研究員

報道のもととなった厚生労働省調査の

正式名称は、「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」。

研究の主眼は、「アルコールの有害な使用を低減するために、施策に必要なとなる実態把握や必要な基礎データを提供すること」であり、ギャンブル依存は付随調査に過ぎない。調査報告書を見ても、ギャンブル依存については図表1点と数行のコメントがあるのみだ。

飲酒行動調査に付随した  
単なる自記式アンケート

同研究におけるギャンブル依存の調査方法だが、飲酒行動に関する調査のために抽出した4153人に対して、「国際的に用いられる簡易な調査票」に自分で記入させるアン

■図表1 /ギャンブル依存症の実態把握調査の比較

	平成25年度全国調査	平成28年度予備調査
研究実施主体	研究代表者・樋口進 (久里浜医療センター院長)	日本医療研究開発機構
調査方法	自記式のアンケート調査	面接調査と同意者のみ 医師による診断
対象者の選択方法	全国の住民基本台帳より 無作為に抽出	11都府(※)の住民基本 台帳より無作為に抽出
回答者数	4153人	993人
ギャンブル等依存症が疑われる者 (過去1年以内)	調査していない	0・6%
ギャンブル等依存症が疑われる者 (生涯)	4・8% (推計値約536万人)	2・7% (推計値約280万人)

※札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都23区、川崎市、横浜市、相模原市、名古屋市、大阪市、福岡市

■図表2 / SOGS

A ギャンブルで負けたとき、負けた分を取り返そうとして別の日にまたギャンブルをしましたか。  
a. しない b. 2回に1回はする c. たいていそうする d. いつもそうする (cまたはdを選択すると1点)

B ギャンブルで負けたときも、勝っているのを隠すことがありますか。  
a. ない b. 半分はそうする c. たいていそうする (bまたはcを選択すると1点)

C ギャンブルのために何か問題が生じたことがありますか。  
a. ない b. 以前はあったが今はない c. ない (bまたはcを選択すると1点)

D 自分がしようと思った以上にギャンブルにはまったことがありますか。  
a. ある b. ない (aを選択すると1点)

E ギャンブルのために人から非難を受けたことがありますか。  
a. ある b. ない (aを選択すると1点)

F 自分のギャンブル癖やその結果生じた事柄に対して、悪いと感じたことはありますか。  
a. ある b. ない (aを選択すると1点)

G ギャンブルをやめようと思っても、不可能だと感じたことがありますか。  
a. ある b. ない (aを選択すると1点)

H ギャンブルの証拠となる券などを、家族の目に触れぬように隠したことがありますか。  
a. ある b. ない (aを選択すると1点)

I ギャンブルに使うお金に関して、家族と口論になったことがありますか。  
a. ある b. ない (aを選択すると1点)

J 借りたお金をギャンブルに使ってしまい、返せなくなったことがありますか。  
a. ある b. ない (aを選択すると1点)

K ギャンブルのために、仕事や学業をさぼったことがありますか。  
a. ある b. ない (aを選択すると1点)

L ギャンブルに使うお金はどのようにしてつくりましたか、また、どのようにして借金をしましたか、当てはまるものに何個でも○をつけてください。  
a. 生活費を削って b. 配偶者のお金から c. 親類・知人から d. 銀行から e. 定期預金の解約  
f. 保険の解約 g. 家財を売ったり質に入れて h. 消費者金融から i. ヤミ金融から (○1個につき1点)

※12項目の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル依存症の疑いありとされる。  
※3点ないし4点の者は将来ギャンブル依存症になる可能性が高い(問題ギャンブル)。

Lesieur HR, Elume SB, 1987

ケート方式だった。  
この調査票は、SOGS (South Oaks Gambling Screen) という指標をもとに作られている。  
SOGSは米国のサウスオークス財団が開発した、ギャンブル依存診断の質問票で、その回答により点数を加算。5点以上を「病的ギャンブラー」、3〜4点だと、将来依存症

になる危険性が高い「問題ギャンブラー」としている(図表2参照)。  
大谷氏は、「設問自体は、決しておかしなものではありません。世界的に利用されている診断基準の一つですから。ただ、本来は専門医が対象者の答え方や態度などを勘案しつつ、プロとして総合的に診断するためのツールです。質問に答えただけ

で依存症かどうか明らかになるようなものではない」と説明する。

また、第三者を介さない日記式の調査だと、「回答者の主観で結果が大きく変化します。負けを取り返すためのギャンブルを、どのくらいの頻度でしたか」という質問があるので、人は普通、今日は負けを取り返すため、今日は遊ぶためといったように、目的を分けてギャンブル場に足を運ばないでしょう。結果、ほとんどの人が「たいていそうする」と答える可能性もある」と大谷氏。

SOGSでは、これまでの人生における「生涯経験」が問われていることも特徴だ。ゆえに、今はパチンコ・パチスロをしない人でも、約10年前の4号機全盛期に一時的にムチャな遊び方をしていた経験があれば、病的ギャンブラーにカウントされる恐れもある。

### 直近1年は0.6% 「諸外国より多い」もウソ?

こうした指摘もあってか、昨年の「ギャンブル等依存症の実態把握に係る平成28年度予備調査」では、設問を4ページから17ページに増やし、11都市で面談による聞き取り調査を実施。生涯経験だけでなく、直近1年に限ったギャンブル行動も問われている。

その結果、「疑いあり」とされた

人は2.7%と大幅に減少。推定数は約280万人で、ほぼ半減したと言っている。

しかも、直近1年の推計値は0.6%で、米国の1.9%(2001年)、英国の0.8%(2000年)よりも低い。

回答者数が993人と、前回の4153人と比べて少ないことから、「信頼性は低くなった」と注釈を付けるメディアもあるが、業界人の皮膚感覚としては、まだしも、この数字のほうがしっくりくるのではないか。

もつとも、リカバリーサポーター、ネットワークの西村直之代表は、「536万人であろうが1人であろうが、それ(依存問題)が娯楽の中から生じていることが問題です。10人なら無視していいのか、100人ならいいのか? 人数が少なければ無視していいということにはなりません。娯楽ですから、その現場から、生活破たんや死に繋がるなどということは、本来、あってはならない。業界が社会に求められる存在となるためにも、現実を起こっていることに対し、しっかりと向き合わなければなりません」と話す。

至極当然の意見だろう。

### アルコール依存者倍増!? 薬物依存は、統計ナシ?

ではここで、ギャンブル以外の依

特集

# 依存問題って何が問題?



西村代表

存症の「実態把握」について見てみたい。  
 厚生省の2013年調査によると、過去に1度でもアルコール依存症の基準を満たした「依存症経験者」は、男性が1.9%、女性が0.3%で約109万人。ところが、2008年の同様の調査では約60万人とされていた。5年間で約50万人増えたことになるが、現実的にそれは考えにくく、統計の精度に疑念が残ると言わざるを得ない。  
 また、同調査では、「インターネット依存」についてもリサーチ。成人男性の3.2%、成人女性の2.8%が「ネット依存の疑いがある」としている。推定数は421万人。だが、こちらもギャンブル依存と同様、付随的なアンケート調査に過ぎず、さらに、ネット依存の定義や診断基準は、ギャンブル以上に曖昧で、どこまで信用できるかは微妙なところ。  
 そして、薬物依存については、統計自体が存在しないと云っている。国立精神・神経医療センターが、薬物の「生涯経験者」を隔年で調査し

ているが、これは依存者数ではなく、あくまで、生涯で1回でも違法・危険薬物を使用したことがある人(15~64歳)の数を調べたもの。ちなみに、2015年の調査では、有機溶剤が138万人、大麻が95万人、覚せい剤が50万人、コカインが12万人、MADAが12万人、危険ドラッグが31万人となっている。  
 結局のところ、ギャンブルに限らず、依存問題については、メディアが大騒ぎするわりには、その実態がさほどつかめていないのが現実のようだ。

とはいえ、遊技業界としては、西村氏の言葉の通り、業界の未来のためにも、依存問題への取り組みに力を尽くさなければならぬ。ギャンブル依存者数などの調査は、行政やしかるべき機関に任せるほかないが、「ギャンブル依存症とは何か」の定義くらいは共有すべきだろう。  
 3月31日のギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議では、ギャンブル依存症を「公営競技やばちんこにのめり込んでしまい、生活に支障が生じ、治療を必要とする状態」と説明している。

この見解に異論はないものの、いささか抽象的に過ぎる感はある。  
 生活に支障さえなければ、偏執的に連日、高額を費やすギャンブラーを依存症と呼ぶのか? 生活に支障が出るというのは、具体的にどんな状態を指すのかなど、さまざま疑問が浮かぶ。  
 一方、大谷氏は「依存症治療の現場からは『借金』と『ウソ』がギャンブル依存症者の代表的な症状であると指摘されています。アルコール依存で、お酒を摂取しすぎると内臓疾患が起るように、ギャンブル依存では、借金とウソがもたらされるのです」と話す。

そして、「個人的な見解ですが、ギャンブルの賭け金を得るために『借金』をするようになると、依存症の初期段階に入ったといえるでしょう。借金がかさみ、金融機関から借りられなくなると、家族や友人に『ウソ』をついてお金を調達するようになる。こうなると重度の依存症といえます」とした。  
 要するに、ギャンブルに起因する「借金」「ウソ」という「症状」が出るか否かが、依存者と通常ユーザーとを分けるという考え方だ。仮

に、生活に支障が生じていなくとも、「借金」「ウソ」という「症状」がある限り、ギャンブル依存症ということになる。確かに、現場目線で見れば、この基準はシンプルでわかりやすい。  
 いずれにせよ、具体性に欠けた基準、不確かな数字と、その無責任な流布に振り回されている依存問題。遊技業界における、より効果的な防犯策の構築、相談・治療支援強化に繋げるためにも、まず、ここを問題とすべきではないか。

## 「生活に支障が生じる」 抽象的な政府の「基準」

生活に支障さえなければ、偏執的に連日、高額を費やすギャンブラーを依存症と呼ぶのか? 生活に支障が出るというのは、具体的にどんな状態を指すのかなど、さまざま疑問が浮かぶ。  
 一方、大谷氏は「依存症治療の現場からは『借金』と『ウソ』がギャンブル依存症者の代表的な症状であると指摘されています。アルコール依存で、お酒を摂取しすぎると内臓疾患が起るように、ギャンブル依存では、借金とウソがもたらされるのです」と話す。

**ギャンブル依存疑い536万人**

**成人男性の1割弱**

調査は昨年、全国の成人約7千人を無作為に呼び、このうち4.536万人が回答した。「数割以上は以上ギャンブルをしたことがある」と、いくらかの質問間に一度以上当てはまる人を、ギャンブルに「気持ちは抑えられない(病的賭博)」「ギャンブル依存症」の疑いがあるとした。

推計の結果、病的賭博の疑いがある人が成人男性で4388万人(8.7%)、女性で989万人(1.8%)いた。08年の同様の調査では、成人全体で5.3%が0.6%、米、英、日、オーストラリアで1.58%、香港で1.8%、日本(4.8%)が突出していた。

調査した国立精神・神経医療センターの部長は「パチンコやスロットなどでの病的賭博の費最も高い国の一つ」という。推定が押し上げられているについては「研究は、I.T.、アール、またはこの依存傾向を調べる。I.T.、アールを調べる傾向の人4万人と推計。スマートフォン普及などで、08年より約1.5倍に増えた。アルコール依存症は、約1.5倍に増えた。必要なら、2014万人だった。」

紙面に「536万人」「成人男性の1割弱」の文字が躍った

依存は社会問題化してるのか？

# 決め手を欠くバツミシングの根拠

依存問題は、業界が支援体制を強化しなければならぬ最重要課題であることは論をまたない。現在、依存症に苦しむ人々や治療現場で尽力する人々にとって、この問題は非常に深く重い。ただ、「反パチンコ勢力」や「反IR勢力」が声高に叫ぶほど、社会問題化しているのか…。本章では、この「疑問」を突き詰めてみたい。

## 厚生省調査に沿えば ギャンブル依存者激減

4.95% ↓ 4.8% ↓ 2.7%。  
この数字が何分かるだろうか？  
2008年、2013年、  
2016年に厚生労働省が行った調査で、「ギャンブル依存の疑いがある」とされた者の割合の推移だ。この数字だけを見れば、依存の疑いがある人が、激減していることが分かるだろう。

もちろん、これは非常に乱暴な見解で、先の章でも述べたとおり、2008年と2013年の数値は、厚生労働省が、飲酒行動を調査した際に付随して実施した単なるアンケート調査に過ぎず、信頼性が高い数値とはいえないからだ。

一方、2016年の調査もサンプル数が少ない上に、過去2回とは調

査手法が異なるため、数値が下がったとみるのが正しいのかもしれない。

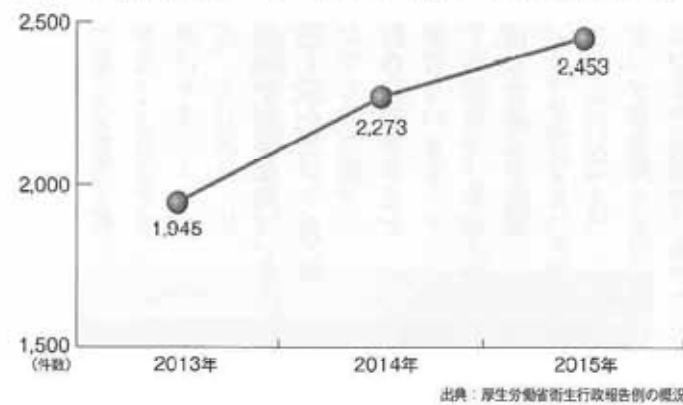
だが、「536万人」という数字を、何の検証も解説もなく掲載した一般メディアに習えば、この数字だけを妄信して、「ギャンブル依存者激減」というタイトルの記事を、でっち上げることも可能だ。

## 精神保健福祉センターは微増 RNSは減少

実際のところ、ギャンブル依存の有病者数は正確な把握がなされておらず、その増減となると、まったくデータが存在しない。

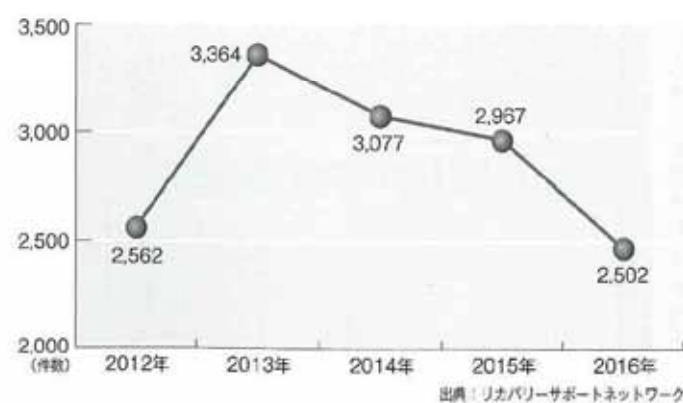
厚生労働省が、精神保健福祉センターのギャンブル依存に悩む相談者数を統計・公開し始めたのは2013年から。

■図表1/精神保健福祉センターにおけるギャンブル依存相談者数の推移



その推移は、2013年が1,945人(全相談数の1.01%)、2014年が2,273人(同1.1%)、

■図表2/リカバリーサポートネットワーク相談件数の推移



18%)、2015年が2,453人(同1.33%)と増加している(図表1参照)。

特集

## 依存問題って何が問題?



2月22日の衆議院予算委員会で答弁する松本純国家公安委員長。日本維新の会の丸山穂高議員が、依存症とそれによって生まれる犯罪を問題視し、「パチンコ・パチスロをするためのお金欲しさであるような犯罪の件数」を質問。松本委員長は一概に言うことは困難と前置きした上で、「平成28年中に検挙したのが1329件。334件増加している」と回答。丸山議員は「びびった。批判の対象にさらにならない」と指摘している

とはいえ、これはギャンブル依存の有病者が増加したというより、2013年6月、同年12月、2015年4月と立て続けにIR法案が国会に提出され、依存問題が粗上に乗った結果、相談に行く人が増えたと考える方が自然だろう。

リカバリーサポート・ネットワーク(略称・RSN)も、今年2月度の相談件数が前月比177件増の348件と、1カ月間の相談件数としては開設以来2番目の多さとなった。しかしながら、全体としては2013年を境に相談件数は減少傾向で、2016年の相談件数は前年より465件減少(図表2参照)している。

さりとて相談件数は、報道や広報の度合いによって大きく変化するもの。その中身を見極めずに、パチンコ依存症者の数と結び付けるのは危険だろう。

### 依存症は病気? 深刻に考えすぎる日本

では、現場の実感はどうか? 日本初のギャンブル依存支援施設「ワンデーポート」の中村努施設長は、「減っています。大きく減っています。入所者も、相談件数も」とキツパリ。

2016年度の電話相談数は前年度から半減。ここ2〜3年、ずっと減り続けているという。

また、「ワンデーポート」の稲村厚理事長は、増えたり、減ったりするのは自然なこと、その数自体に問題の本質はないとして、こう語る。「アメリカやシンガポールなど、海外では一部の病的賭博者以外「ギャンブルは簡単にやめたり、再開できるもの」と理解されています。日本のように「依存症=病気」といった形で、深刻な問題と捉えることに違和感があります。自分で解決できる人が、たくさんいますので」

RSNの西村代表も「諸外国の調査では、問題ギャンブラーへの簡易的な介入の効果があきらかになっています。冷却期間を置けば、冷静にかかわれるようになる人が多いということ」と話す。

二人の話しを聞いてみると、「ギャンブル依存の疑いがある人」のイメージも違ったものに見えてくる。「ギャンブル依存の疑いがある」

「依存症予備軍、あるいは依存症一歩手前という印象を持ってしまいが、実はそうではない。「普通のギャンブラーに戻っている人たちがいっぱいいる」(西村氏)のだ。

さらに、西村氏は、「アメリカの専門家によると、医療ケアや滞在ケアが必要な人は、ギャンブルに参加している人の1〜3%程度。20年間、積み上げてきたデータだけに、過小評価ではないと思う」との見方を示す。

前章で取り上げた厚生労働省の「平成28年度予備調査」の中でも、「過去1年以内でギャンブル依存症が疑われる者」が0.6%(13頁の図表1参照)だったことは明記しておきたい。

### パチンコ依存が主要因の犯行 前年比334件増

次に考えたいのが犯罪、および借金との関係だ。

というのも、前章で示したように、ギャンブル等依存症対策推進関係



中村氏

僚会議では、ギャンブル依存症を「生活に支障が生じ、治療を必要とする状態」と説明。また、大阪商業大学アミューズメント産業研究所の大谷客員研究員は「借金」を、ギャンブル依存症を考える指標の一つとして挙げているからだ。

警察庁が毎年、公表している犯罪統計。2015年から、刑法犯の主たる犯行の動機に、「ばちんこ依存」の項目が立てられたことをご存じだろうか。

これによると、2015年は、摘発総数が34万6183件で、そのうちパチンコ依存が主な動機とされるものは995件(0.29%)。2016年(暫定値)は、摘発総数33万7096件で、そのうちパチンコ依存が1329件(0.39%)で、前年比334件増えている。

ちなみに、「遊興費充当」(2015年、5万166件、14%)から「ばちんこ依存」を項目として独立させたことの是非や、あくまで主たる動機に過ぎないことを考え合わせても、334件増えていることは、厳粛に受け止めるべきだろう。

一方、借金はどうか。

日本貸金業協会が2015年3月に公表した統計によると、改正貸金業法完全施行日(2010年6月18日)以降に借入れを申し込んだ際の資金使途では、「趣味・娯楽(レジャー、旅行を含む)」がトップで

46・9%。「ギャンブル」は6・4% (全17項目の中の12番目、複数回答)。  
日本弁護士連合会が発表した「2014年破産事件及び個人再生記録調査」によると、「ギャンブル」を負債原因(複数回答)に挙げた破産債務者は3・87%となっている(全18項目中の15番目、図表3参照)。

なお、日弁連では、2000年から2〜3年おきに同様の調査をしているが、「ギャンブル」を理由とするのは、2000年が4%、2002年が1・9%、05年が3・4%、08年が4・34%、2011年が4・94%でピークとなり、最新の2014年調査では減少に転じている。

これは、2010年の改正貸金業法施行による総量規制(年収の3分の1を超える借入を制限)の効果が浸透してきたためと推測できる。また、2011年6月と2012年7月の行政通達「広告・宣伝の適正化」によるイベント規制の影響もあるだろう。

## 「パチンコをやったから問題が起きたわけではない」

ここまでの議論をまとめると以下のようになる。

厚労省の調査は置いておくとして、精神保健福祉センターのギャンブル依存に悩む相談者数は微増しているが、中村氏と西村氏は増えてい

るといふ実感は持っていない。パチンコ依存が主たる原因の犯行は増えているが、大谷氏がパチンコ依存の初期段階との見解を示す「借金」で目立った数値は出ていない。結論めいたことを導き出すのは難しいが、少なくとも、社会問題化しているような事実はないと断言できよう。

しかし、そうは言ってみたところで、この逆風がやむわけではない。そこで、次章では、反パチンコ派の批判に対し、業界がなすべきことを考えてみたい。その前提、橋渡しとなるものとして、最後に中村、西村両氏の知見に触れておきたい。

「そもそも、今、パチンコにハマっている人の多くは、弱い人なんです。弱いというのは、自分自身で考えることができないとか、ストレスを溜めやすいとか、人間関係をうまく作れないとか……。パチンコをやったから、問題が起きている訳じゃないんです」と中村氏。

「でも、世の中ではギャンブルをやることによって問題が起きているという話になっていて。パチンコを批判する人は、どんな支援が必要かは考えない。なくせばいいという短絡的な議論になっていいると思いません」と憤りを隠さない。

ホールに依存問題のアドバイザーを置くことについては、「ぜひ、ワーカーポータブルな視点、すなわち、パチンコが問題というのではなく、

■図表3 / 破産債務者の破産理由の分類と推移

	2014年	2011年	2008年	2005年	2002年	2000年
1 生活苦・低所得	60.24%	60.29%	63.69%	61.85%	60.55%	51%
2 保証債務	22.42%	18.96%	25.08%	25.09%	24.81%	27%
3 事業資金	21.37%	23.66%	18.85%	18.73%	24.81%	25%
4 病気・医療費	20.73%	20.26%	20.98%	22.91%	19.69%	26%
5 失業・転職	19.84%	19.77%	14.67%	18.12%	14.14%	13%
6 負債の返済(保証以外)	17.18%	24.47%	28.20%	32.32%	29.20%	31%
7 住宅購入	16.05%	12.24%	9.59%	10.80%	9.35%	7%
8 給料の減少	13.47%	16.13%	11.39%	11.76%	8.11%	8%
8 その他	13.47%	14.59%	15.82%	17.25%	15.88%	11%
10 生活用品の購入	11.21%	11.43%	8.77%	8.10%	6.53%	8%
11 教育資金	7.82%	7.78%	7.13%	8.19%	4.55%	6%
12 クレジットカードによる購入	6.61%	—	—	—	—	—
13 浪費・遊興費	5.97%	9.56%	7.21%	7.06%	6.78%	8%
14 第三者の債務の肩代わり	4.76%	7.37%	※	※	※	※
15 ギャンブル	3.87%	4.94%	4.34%	3.40%	1.90%	4%
16 名義貸し	2.10%	3.32%	3.36%	4.09%	4.96%	4%
17 冠婚葬祭	1.61%	2.43%	1.48%	2.35%	1.90%	2%
18 投資(株式、会員権、不動産等)	1.21%	1.46%	0.74%	0.78%	0.66%	1%

(注)「2014年破産事件及び個人再生事件記録調査」(日本弁護士連合会消費問題対策委員会)の掲載資料をもとに作成。なお、図表中の「第三者の債務の肩代わり」の2000年、2002年、2005年、2008年の欄が「※」となっているのは、「保証債務」と一つの×(クロス)でデータを発表しているため。

問題を抱えた人が逃げ場として来ているんだという認識をもつてほしい。(排除するのではなく)さまざままな人たちを、支援者につなげる役割を担ってほしい」と要望した。

西村氏も、「医療者がある特定の偏ったデータだけで、社会をぶつたぎるようなやり方で、しかも、特定の業界を批判したり、パッシングによって自分の意見の正当性を主張するというのは、きわめて時代遅れだし、科学ではない。もつと言えは、

援助者のやることではないと思う」と一連のパッシングに、ある種の危険性を感じている。

そして、「ハマるものが見つけられないような人生はつまらないと、個人的には思っている」と前置きした上で、「ですが、娯楽で起こったリスクを日常の中で引きずっている人がいるとすれば、それにはやはり、向き合えないといけないと思う。社会にとって必要な娯楽となり、共存していくためにも」と締めくくった。